

## 第1部 生物多様性とくしま戦略策定の背景

### 第1章 国際的な動向

#### 1. 生物多様性条約

生物多様性の問題に対して、国際的には、1992年ブラジルのリオデジャネイロで開催された国連環境開発会議（UNCED、通称「地球サミット」）に合わせ、生物多様性条約に加盟するための署名が開始されました。条約は、その後1993年に発効し、2017年段階でアメリカ合衆国を除く全ての国連加盟国及びEUなど196団体が締結しています。日本は、1993年に本条約を締結しました。

条約では、「生物多様性の保全」及び「生物多様性の構成要素の持続可能な利用」、「遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分」を目的として掲げており、本条約の下で様々な取り組みが進められています。

2010年10月に、愛知県名古屋市で開催された生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）では、条約の3つの目的の1つの「遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分」に関して「名古屋議定書」が採択され、日本では、国会承認を経て2017年8月に効力が生じています。また、同会議では、「2050年までに、生態系サービスを維持し、健全な地球を維持し、全ての人に必要な利益を提供しつつ、生物多様性が評価され、保全され、回復され、賢明に利用される」という長期目標を掲げるとともに、「生物多様性の損失を止めるために、実効的かつ緊急の行動を起こす」として、2020年までの戦略目標20項目を示した「愛知目標」も採択されました。

2012年10月には、インドのハイデラバードで生物多様性条約第11回締約国会議（COP11）が開催され、「愛知目標」の達成に向け、生物多様性に関連のある他の条約や関係機関等と協力しながら取り組みを強化していくことが合意されました。また、2013年11月、第37回ユネスコ総会において、「国連ESDの10年」（2005～2014年）の後継プログラムとして、「ESDに関するグローバル・アクション・プログラム（GAP）」が採択され、2014年第69回国連総会で承認されました。

#### 2. SDGs（持続可能な開発目標）

生物多様性条約及び「愛知目標」が目指すところは、持続可能な社会の形成や気候変動への対応という課題にも深く関連します。2015年9月にニューヨーク・国連本部で開催された国連サミットでは、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、それを実現するため、17の持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）が示されました。SDGsは、全ての関係者（先進国、途上国、民間企業、NGO、有識者等）の役割を重視し、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し（=人間の安全保障の理念を反映）、2030年を期限として、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組むこととしてい

ます。

### **3. 気候変動枠組条約**

2015年12月にフランス・パリで開催された国連気候変動枠組条約第21回締結国会議(COP21)では、世界共通の長期目標として「世界の平均気温上昇を産業革命前に比べて2℃より十分低く保ち、1.5℃に抑える努力をする」ことや、主要排出国を含む全ての国の温室効果ガス排出量削減目標の設定などを定めた「パリ協定」が採択されました。日本は、2016年にパリ協定を批准しています。「パリ協定」は、2020年以降の温室効果ガス排出削減等のための「京都議定書」に代わる新たな国際的枠組みであり、また、緩和策のみならず適応策についても具体的に言及されています。歴史上初めて気候変動枠組条約に加盟する全ての国の下で、合意に至りました。

## 第2章 国内的な動向

### 1. 生物多様性国家戦略

生物多様性条約では、第6条において、各国政府が生物多様性の保全と持続可能な利用を目的とした国家戦略を策定することを求めています。これを受けて、日本においても1995年10月に生物多様性国家戦略を策定し、その後、2002年3月に国家戦略を包括的に見直した新・生物多様性国家戦略を策定、さらに、国内外の状況変化に対応し、2007年11月には第3次生物多様性国家戦略を策定しました。

また、2008年5月には、生物多様性基本法が制定され、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する基本原則、各主体の責務、国の基本的施策等について定められました。生物多様性基本法では、地方公共団体の責務として、地域レベルでの生物多様性の保全と持続可能な利用に関する基本的な計画の策定の必要性も明示され、2010年3月に「生物多様性国家戦略2010」が策定されました。

同年10月に開催された、生物多様性条約第10回締約会議（COP10）では、2011年から2020年までの「都市と地方自治体の生物多様性に関する行動計画」が承認されましたが、この行動計画では、生物多様性の保全と持続可能な利用を進めるにあたっての地方自治体の役割や「生物多様性地域戦略」の策定など地方自治体に求める行動が示されています。2011年10月には、地方自治体間で生物多様性の保全等に関する取り組みや成果の情報共有と発信を進めるための「生物多様性自治体ネットワーク」が設立され、155団体（2017年時点）が参画しています。都道府県及び市町村は、生物多様性国家戦略を基本として、生物多様性地域戦略の策定に努めることとされていますが、策定済みの自治体は、41都道府県17政令市62市区町（2017年時点）となっています。

このCOP10の成果を受けて2012年に改定された「生物多様性国家戦略2012-2020」では、生物多様性地域戦略の策定に向けた指針を具体的に示し、住民からのボトムアップ型の取り組みを促進するものとなっています。この戦略は、「愛知目標」の達成に向けた日本のロードマップとしての役割を担うとともに、地域における生物多様性の保全と持続可能な利用に関する基本的な計画である「生物多様性地域戦略」の策定や見直しの指針となるものです。

### 2. 国土形成計画

2015年8月には「第二次国土形成計画(全国計画)の変更」が閣議決定されましたが、これは、急激な人口減少、巨大災害の切迫等、国土に係る状況の大きな変化に対応した国土づくりの方向性を定めるもので、具体的方向性の一つに「国土の適切な管理による安全・安心で持続可能な国土の形成」として、農地・森林の保全と多面的機能の発揮及び美しい景観や自然環境等の保全・再生・活用などが示されています。

# 生物多様性国家戦略 2012-2020

## 第1部：戦略

### 【自然共生社会実現のための基本的な考え方】

「自然のしくみを基礎とする真に豊かな社会をつくる」

### 【生物多様性の4つの危機】

#### 「第1の危機」

開発など人間活動による危機

#### 「第2の危機」

自然に対する働きかけの縮小による危機

#### 「第3の危機」

外来種など人間により持ち込まれたものによる危機

#### 「第4の危機」

地球温暖化や海洋酸性化など地球環境の変化による危機

### 【生物多様性に関する5つの課題】

- ① 生物多様性に関する理解と行動
- ② 担い手と連携の確保
- ③ 生態系サービスでつながる「自然共生圏」の認識
- ④ 人口減少等を踏まえた国土の保全管理
- ⑤ 科学的知見の充実

### 【目標】

#### ◆ 長期目標 (2050年)

生物多様性の維持・回復と持続可能な利用を通じて、わが国の生物多様性の状態を現状以上に豊かなものとするとともに、生態系サービスを将来にわたって享受できる自然共生社会を実現する。

#### ◆ 短期目標 (2020年)

生物多様性の損失を止めるために、愛知目標の達成に向けたわが国における国別目標の達成を目指し、効果的かつ緊急な行動を実施する。

### 【自然共生社会における国土のグランドデザイン】

100年先を見通した自然共生社会における国土の目指す方向性やイメージを提示

### 【5つの基本戦略】…2020年度までの重点施策

- 1 生物多様性を社会に浸透させる
- 2 地域における人と自然の関係を見直し、再構築する
- 3 森・里・川・海のつながりを確保する
- 4 地球規模の視野を持って行動する
- 5 科学的基盤を強化し、政策に結びつける

## 第2部：愛知目標の達成に向けたロードマップ

- 「13の国別目標」とその達成に向けた「48の主要行動目標」
- 国別目標の達成状況を把握するための「81の指標」

## 第3部：行動計画

- 約700の具体的施策
- 50の数値目標

なお、変更後の国土形成計画を踏まえ、翌月閣議決定された「第四次社会資本整備重点計画」では、「国土の適切な管理」、「安全・安心で持続可能な国土」、「人口減少・高齢化等に対応した地域社会の形成」といった課題への対応の一つとして、グリーンインフラへの取組を推進することが盛り込まれました。

### **3. 瀬戸内海環境保全特別措置法**

2015年2月には、「瀬戸内海環境保全特別措置法」に基づき策定された「瀬戸内海環境保全基本計画」の変更が閣議決定され、「沿岸域の環境の保全、再生及び創出」、「水質の保全及び管理」、「水資源の持続的な利用の確保」などが新たな目標として追加されました。

### **4. 気候変動対策に関する法律**

2016年5月には、「パリ協定」の採択を受け、日本としての責務を果たすために、温室効果ガスの排出の抑制等のための普及啓発の推進及び国際協力に関する事項を追加するなどした「地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」が施行され、2018年6月には「気候変動適応法」も成立し、地球温暖化対策推進法には位置づけられていない、気候変動の影響による被害を回避・軽減する適応策を法的に初めて位置づけ、これを推進するための措置を講ずるものとされています。

### **5. SDGs との連動**

現在、国は、持続可能な社会づくりに向けて、国際社会と強調した取組を精力的に進めることとし、2016年5月20日、SDGs（持続可能な開発目標）の実施を総合的かつ効果的に推進するため、内閣総理大臣を本部長とし、全閣僚を構成員とする「SDGs推進本部」を内閣に設置しました。そして、2016年12月に「SDGs実施指針」を決定し、地方自治体にも各種計画・戦略・方針の策定・改定にあたりSDGsの要素を最大限反映することを奨励しています。また、2017年12月の会合では、G20サミット（金融・世界経済に関する首脳会合）やTICAD（アフリカ開発会議）の主催国である日本へ世界の注目が集まる2019年に向けて、日本の「SDGsモデル」を世界に発信することを目指し、「SDGsアクションプラン2018」が決定されました。人類は、生物の多様性のもたらす恵沢を享受することにより生存しているのであって、生物の多様性は持続可能な社会の基盤となる「自然資本」を構成する重要な要素です。SDGsを中核とする「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の実施と、人類の存続の基盤である生物多様性の保全とは、相互に密接に関連しています。

### 第3章 徳島県の動向

#### 1. 県環境基本条例及び県希少野生生物の保護及び継承に関する条例

県は、1999年に「徳島県環境基本条例」を制定し、県、市町村、事業者及び県民のパートナーシップのもと、「人と自然とが共生する住みやすい徳島」の実現に努めています。

また、環境配慮の具体化を支援するための技術的な手引き書として「徳島県公共工事環境配慮指針」を策定し、2001年からは、県民、事業者及び行政など、各主体が協力して、身近な自然環境の保全、復元及び創出の取り組みをさらに広げていくために、「ふるさと自然ネットワーク構築事業」を始めました。

この事業の一環として、2002年には、様々な生物の生息・生育空間を意味する「ビオトープ」の保全、復元及び創出の方針と方法を示すため、「とくしまビオトープ・プラン」を策定し、各種計画の見直しや新規計画の策定時には、本計画の内容を反映して計画相互の整合を図ることとしています。一方、1995年から調査してきた県内の希少な野生動植物の生息・生育状況を取りまとめ、2001年に「徳島県の絶滅のおそれのある野生生物（徳島県版レッドデータブック）」（以下「徳島県版RDB2001」という。）を刊行しました。この成果をもとに、県内の希少な野生動植物を保護するため、2008年9月には、「徳島県希少野生生物の保護及び継承に関する条例」を施行するとともに、県内で初めての希少野生生物保護区として「旭ヶ丸希少野生生物保護区」を設けました。

#### 2. 生物多様性とくしま戦略

こうした取り組みを行っていく中で、2010年5月に、県は「生物多様性シンポジウム」を開催し、「生物多様性とくしま戦略」を県民とともに策定することを知事が表明しました。そして、6月には、「生物多様性とくしま戦略」の策定及びその推進支援を目的とする「生物多様性とくしま会議」が県内18の環境団体の連携により組織され、2011年6月には、同会議から知事に対し、生物多様性基本法第13条に規定する「生物多様性地域戦略」の策定のあり方などを内容とした提案書が提出されました。その後、同年8月から10月の間に、「生物多様性とくしま会議」との協働により、県内9か所で生物多様性タウンミーティングを延べ10回開催し、延べ326名の県民から、保全・利活用したい生物とそれらの生息・生育地に係る課題、生物資源の確保・維持管理・活用に関する文化的要素の継承に係る課題、情報に係る課題、人材育成及び啓発に係る課題、制度及び仕組みに係る課題、社会目標や価値認識に係る課題等、計5,351の課題を抽出しました。

2011年8月、県は、徳島県環境審議会に「徳島県生物多様性地域戦略」の策定について諮問し、徳島県環境審議会自然環境部会に「徳島県生物多様性地域戦略検討小委員会（以下、小委員会）」を設置して具体的な検討を行うこととしました。小委員会では、「徳島県希少野生生物保護検討委員会」を構成する委員の協力の下、県内の生物多様性や生態系の現状及び課題が整理されました。また、事業者や庁内関係部局へのアンケート調査を実施

し、生物多様性を主流化する上での課題を整理し、検討を行いました。



目 次	
第1章	はじめに・・・・・・・・・・・・・ P.1
1.1	「生物多様性とくしま会議」及び「徳島県での生物多様性地域戦略策定に向けての提案」について・・・・・・・・・・・・・ P.1
1.2	「生物多様性とくしま会議」参加団体・参加者・・・・・・・・・・・・・ P.2
1.3	提案内容・・・・・・・・・・・・・ P.3
第2章	生物多様性地域戦略策定のあり方について・・・・・・・・・・・・・ P.4
2.1	策定方針について・・・・・・・・・・・・・ P.4
2.2	進め方について・・・・・・・・・・・・・ P.4
2.3	体系について・・・・・・・・・・・・・ P.5
2.4	手続について・・・・・・・・・・・・・ P.6
2.5	検討すべき項目について・・・・・・・・・・・・・ P.7
第3章	生物多様性とくしま会議としての目標提案・・・・・・・・・・・・・ P.8
3.1	ビジョン・・・・・・・・・・・・・ P.8
3.2	目指すべき仕組み・・・・・・・・・・・・・ P.10
3.3	作業部会検討結果・・・・・・・・・・・・・ P.11
添付資料	・・・・・・・・・・・・・ P.25
添付資料1	「生物多様性とくしま会議」規約・・・・・・・・・・・・・ P.26
添付資料2	「生物多様性とくしま会議」開催記録・・・・・・・・・・・・・ P.29
添付資料3	案内新戦略計画（ポスト2010年目標担当所）【環境省版訳（愛知ターゲット）】・・・・・・・・・・・・・ P.40
添付資料4	「地方自治体と生物多様性に関する愛知・名古屋宣言（仮訳）」・・・・・・・・・・・・・ P.44
添付資料5	BIO-City, no.47, 2011. 『生物多様性条約（COP10）がもたらした市民グループのネットワーク化（生物多様性とくしま会議）の経緯』・・・・・・・・・・・・・ P.48
添付資料6	季刊 自治体法政研究 No.23, 2010. 『北広島町生物多様性の保全に関する条例』・・・・・・・・・・・・・ P.54

生物多様性とくしま会議による「徳島県での生物多様性地域戦略策定に向けての提案」

# 生物多様性の守りびと市民宣言

## いっぱいあるでえ 守るもん

豊かな風土に恵まれた徳島には、生きものがいっぱいいて、つながりあい、生命（いのち）の循環をつくりあげています。私たちの暮らし、伝統、文化、産業はすべて多様な生きものに支えられています。

私たちは、この生物多様性に充ち充ちた徳島を次世代につなぐため、一人ひとりが守りびととして行動していきます。

2013年5月20日 生物多様性とくしま会議

### 守りびとアクション

1. 五感のすべてを働かせ「見ます・知ります・親しみます」
  - ・山や川や海に出かけて遊びます
  - ・くしまでとれる自然の恵みをいただきます、使います、育てます
  - ・講習会や観察会に参加します
2. 知ったこと・感じたことを「伝えます」
  - ・家族に、友人に、職場の人に、たくさんの人に伝えます
  - ・学校での環境教育を応援します。企業が行う生物多様性の保全活動を支援します
  - ・観察会や市民が参加する調査等を開催し、伝える場をつくります
3. 過去から未来へつなぐために「守ります」
  - ・すべての生命と、そのつながりを守ります
  - ・豊かな森や川、広がる空と海が織りなす風景を守ります
  - ・地域に根ざす歴史や文化、伝統を守ります

生物多様性とくしま会議は、県内22の市民団体が、生物多様性の保護・保全・再生を目的として集い、生物多様性とくしま戦略策定について提案・支援し、策定後の推進を担い、戦略を見直し、発展的に活動を展開していく市民連携組織です。

生物多様性とくしま会議が決議した「生物多様性の守りびと 市民宣言」

こうした「生物多様性とくしま戦略」の策定作業に並行して、2012年8月には、関西の企業、博物館ネットワーク、生物多様性とくしま会議、徳島大学環境防災研究センター等

とともに「生物多様性協働フォーラム」を、2013年1月には、生物多様性とくしま会議、徳島大学環境防災研究センターとともに「徳島・生物多様性博覧会」を開催し、広く県民へ生物多様性の重要性を啓発しました。

「生物多様性とくしま戦略」は、こうした過程を経て策定し、2013年10月に公表しました。そして、5年毎に、新たな動きを取り込みつつ改定を行っていくこととしています。

### 3. 気候変動対策関連条例

「生物多様性とくしま戦略」の公表以降、県は、温室効果ガスの排出抑制等を図る「緩和策」と気候変動の影響に適切に対応するための「適応策」を両輪とする気候変動対策を推進するため、2016年10月に「徳島県気候変動適応戦略」を策定し、同年12月には「徳島県地球温暖化対策推進計画」を見直しました。また、2017年1月には「徳島県脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策推進条例（愛称：すだちくん未来の地球条例）」を施行し、脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策を推進しています。さらに、地球温暖化に伴う気候変動等により発生が懸念される深刻な洪水等及び渇水に対応するため、2017年4月には、「徳島県治水及び利水等流域における水管理条例」を施行し、生態系の保全・再生を図りつつ、生態系が有する浸水被害の防止・軽減機能を活用していくこととしています。これは、国土形成計画等に示された、グリーンインフラの整備と活用に対応するものとなっています。

### 4. エシカル消費の推進

現在では、安心・安全な暮らしを続けていくために消費行動から変えていこうとする動きも生まれています。県は、地球環境や社会貢献に配慮した「エシカル（倫理的）消費」への取組を推進するため、2017年6月に「とくしま消費者行政プラットフォーム」を開設しました。そして、同年7月には、消費者庁の政策研究拠点「消費者行政新未来創造オフィス」が県庁10階に新設されました。県は、今後、生物多様性の保全に向けた取組みについても、身近な消費行動で支えていこうとする運動を、呼びかけていくこととしています。

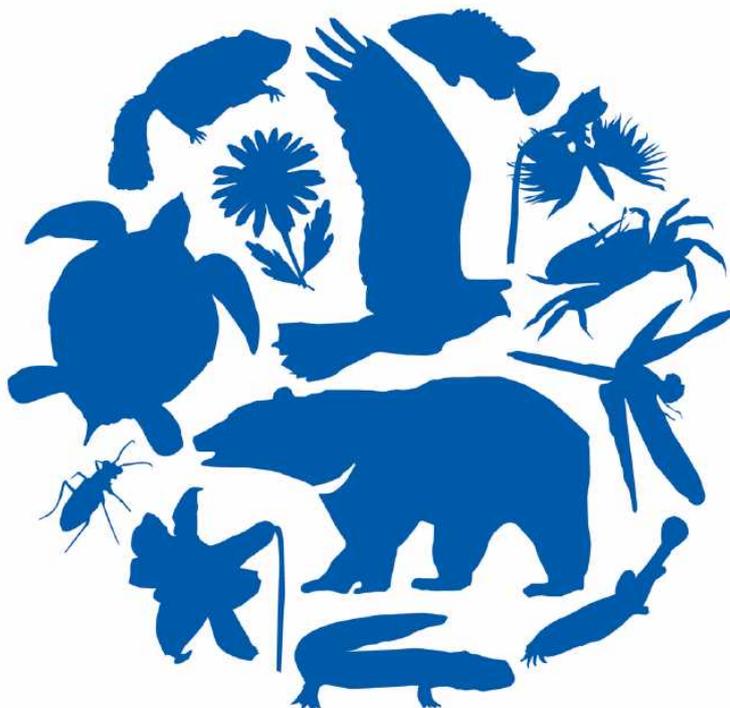


「とくしま消費者行政プラットフォーム」

## 5. 生物多様性戦略改定への動き

徳島県では、「生物多様性とくしま戦略」が策定されて以降、地球温暖化対策の推進や消費行動の変革に係る活動の推進など、全国に先駆けた積極的な取組を展開しています。今回の「生物多様性とくしま戦略」の改定は、この戦略をこうした動きと連動させ、より大きな枠組みの中に位置づけようとするものです。そのため、県は、2017年10月に、「生物多様性とくしま戦略」の改定について、徳島県環境審議会に諮問し、その意見を求めました。その後、同審議会では、自然環境部会に「生物多様性とくしま戦略検討小委員会」を設置し、2018年1月、2月、3月、4月、5月、8月に同小委員会を開催して、戦略全般あるいは行動計画毎に進捗評価を行った上で、戦略改定に係る具体の検討を行いました。

なお、戦略の見直し及び改定の必要性については、「生物多様性とくしま会議」からも提案がありました。



「生物多様性とくしま会議」によって作成されたロゴ。徳島県版レッドデータブックの絶滅危惧生物をモチーフとし、自然界・生物界に危機をもたらしていることに対する警鐘と、共存への想いが込められています。

## 第4章 徳島県の将来像

2011年に開催されたタウンミーティング等をとおして、川・海・汽水域地域、まち・里地域、里山・奥山地域の自然と、県民との関わり方に関する将来像が、以下のように示されています。

### 1. 川・海・汽水域地域

- 吉野川や那賀川をはじめとする河口干潟では、ヨシが繁茂し、シオマネキに代表される汽水域特有の希少生物やゴカイなどの鳥類の餌となる生物が豊富に生息し、渡り鳥が中継地として利用する重要な場所になっています。
- 沖積平野を流れる川やその周辺の水田などの水辺では、サギ類や水鳥が昆虫やカエル、小魚等を食べるために飛来します。砂浜ではアカウミガメが上陸・産卵し、仔ガメがふ化します。県南の浅海域では、サンゴが健全に生息しています。
- 川・水田・汽水域・沿岸域・海洋間の連続性や水辺のエコトーンが確保され、アユ、ウナギ、サツキマス、モクズガニ、テナガエビなどの生物が行き来しています。
- ヤマトシジミ、スジアオノリ、シラスウナギ、シロウオ、タイ、ワカメ、ハモ、タチウオ、エビ類、イカ類など徳島の川、汽水域、海の恵みが豊富に採れ、地産地消を通じて県民が海の守り人である漁業者を支えています。このような漁業が生業として持続できるよう自然環境が維持され、次世代に自然の恵みが引き継がれています。
- 水辺には、潮干狩りなどで遊ぶ子どもたちや散策している人々の笑い声が聞こえるなど、人と生きものが共に暮らす調和した風景が見られます。
- 海岸線には、防風林や防潮林が連続し、防災と生物多様性の保全との調和がとれた状態が維持されています。



シオマネキ

### 2. まち・里地域

- 自然に起因する習わしが暮らしに生きており、地域での伝統的祭りが継承されています。

- 自然素材を使った家づくりやものづくりが行われ、地域で育てられた食材が旬の時期に食べられています。
- 太陽光や風力などの自然エネルギーが使われ、雨水の有効活用や生ごみの肥料としての利用が行われています。
- まちには生垣が復活し、緑豊かな街路樹の街並みが増え、身近な緑にあふれています。
- すべての保育園・幼稚園・小学校等には学校ビオトープがあり、地域には日常的に触れ合うことが出来る豊かな自然があって、子どもたちが身近な自然で遊んでいます。
- 常緑広葉樹の防災林によるグリーンベルトが連続し、火災・津波・洪水などの自然災害から守られています。
- 里地では自然と共生しながら、継続的に農業が維持されています。
- 自然に負荷を与えない農業が続くことで、川から田んぼにドジョウがのぼり、多種多様なトンボが飛び交っています。それらの生きものを狙ってサギやコウノトリが飛来し、冬場にナベヅル等が越冬しています。
- 地元で採れた野菜やニホンジカ・イノシシなどのジビエを食べることができる農家レストランがたくさんあり、地域の特性を活かしたおもてなしを求めて全国から多くの人々が訪れています。



カワバタモロコ

### 3. 奥山・里山地域

#### <森林全体>

- 森林からの水資源が豊かで貴重であることが、県民に広く理解されています。
- 森林が川・海・里の生態系を支えるとともに、森林から供給される水資源をはじめとした自然サービスが、それぞれの地域において、持続可能なかたちで利用されています。
- 森林資源の循環利用を通じ人と野生の動植物が共存・共栄しています。
- 人工林は地域の実情に応じた生産方法により、複層林や針広混交林が存在しています。また、林業の条件不利地においては、育成天然林への転換が図られています。

#### <奥山>

- 野生動物がヒトと距離を保ちながら安心して生活するための森林資源が保護されてお

り、ツキノワグマが生息する豊かな生態系が維持されています。

- 生態系バランスのなかでニホンジカは適正な頭数で維持され、ニホンカモシカは生息場所を奥山に戻してニホンジカと共存しています。
- 奥山の自然植生が天然更新によって維持され、ニホンジカなどの野生生物による過度な食害や登山者によるオーバーユース・盗掘などの問題が無くなっています。



ニホンカモシカ

#### <里山>

- 伝統的で自然資源を活用した生業が続けられています。
- 山の資源を利用した豊かな生活が保障されています。
- 山の人の知恵で自然が守られている状態にあり、経済活動のなかで、里山から生じた農林産物や加工品、景観やレクリエーションなどの生態系サービスは、資本として山に帰ってくる循環が保たれています。
- お金と自然をつなぐ仕組みが上手に機能していて、それぞれの地域で自然資源を使うことができ、またその自然資源を維持できる仕組みができています。
- 過去に豊かな山間地農業を営んできた伝統文化を引継ぎ、自然を有効活用しています。例えば、明るい森ではいろいろな木や草の花が咲き、ミツバチ養蜂ができています。また、例えば祖谷そばが栽培し続けられる状態であり、山の自然を使い続けられる状態です。自然に近い農業・林業が行われることで野生動物・昆虫が生息しています。